

条件明示書

(広島高速4号線ほかトンネル内電気通信設備更新設計業務)

1. 積算基準等について

- (1) 積算基準は広島高速道路公社土木設計業務等標準積算基準 令和5年8月版(広島県土木設計業務等標準積算基準)によるものとする。
- (2) 電気通信機械設計で使用する設計歩掛は、「施設工事調査等積算基準(ネクスコ東・中・西日本、令和4年版)」によるものとする。なお、条件については以下のとおりとする。
 - ・設計区分による率:基本設計完成後詳細設計(65%)・・・更新設計のもの
 - ・設計打合せの「技師長」を「主任技師」に置き換えるものとする。
 - ・現地調査の「技師長」を削除するものとする。
 - ・「設計打合せ」を「設計協議」と読み替えるものとする。
 - ・「事務用品費」を「電子成果品作成費」と読み替えるものとする。
- (3) 交通費は、広島市内の本社・支社・営業所から公社(現地調査先含む)までのライトバン運転を見込む。
- (4) 設計業務委託等技術者単価は「令和6年度単価」によるものとする。
- (5) 電子成果品作成費は、「広島高速道路公社土木設計業務等標準積算基準 令和5年8月版(広島県土木設計等標準積算基準)」によるものとする。
- (6) 機械損料(ライトバン1500CC、5人乗り)は「建設機械損料表(一財 日本建設機械施工協会、令和6年度版)によるものとする。
- (7) ガソリン単価は「令和6年度土木工事設計資材単価表(広島県、令和6年5月改定)」によるものとする。